

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等（以下「装置」という。）を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次の各号に掲げる装置で、当該年度の4月1日以降に購入して装着した装置（レンタル品を除く）とする。

1. 後方視野確認支援装置とは、次の各号に掲げる機能を有するものに限る。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
 - ①後退時の後方視野が確保できること。
 - ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
 - ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。
2. アルコールインターロックは、国土交通省の技術指針と適合するものとする。
3. 後方センサー装置とは、センサー等により後方の障害物等に接近したときに警告音を発する装置とする。
4. 衝突警報装置とは、センサー等により前方の車両等に接近したときに警告音を発する装置とする。
5. 側方視野確認支援装置とは、中型・大型車の左側に側方カメラを装着したものとする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、後方視野確認支援装置、後方センサー及び衝突警報装置については、1台あたり購入価格（消費税を除く）の50パーセントまたは50,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切り捨て）を、アルコールインターロック装置は1台20,000円を、側方視野確認支援装置は1台10,000円（後方視野確認装置との一体型は、後方視野確認支援装置の助成額とする。）交付する。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、装置導入事業が完了したときは、当該年度の2月10日までに様式1の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」に必要書類を添えて協会に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 県ト協は、前条の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第6条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第7条 会員は交付の対象となった装置が、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

- 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 会員資格を失ったとき、または助成を受けた車両を他の都道府県に配置変更したとき。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。

一部改正 平成29年3月8日

様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

印

安全装置等導入促進助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

安全装置等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 整理番号： ～

2. 助成内容： ① 後方視野確認支援装置
② アルコールインターロック装置
③ 後方センサー装置
④ 衝突警報装置
⑤ 側方視野確認支援装置

3. 助成申請額： _____ 円

4. 添付書類
導入内訳書
請求書(写)
領収書(写)
自動車検査証(写)
*リースの場合は、リース契約書(写)

5. 振込先銀行口座 銀行名： _____ 銀行・信用金庫・信用組合
支店名： _____ 本店 ・ 支店
預金種別： 普通 ・ 当座
口座番号： _____
フリガナ： _____
口座名義： _____

6. 申請担当者 氏名： _____
電話番号： _____

